

行政組織の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例

(春日部市行政不服審査会条例の一部改正)

第1条 春日部市行政不服審査会条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>総務部総務課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>総合政策部行政改革推進課</u> において処理する。

(春日部市行政改革審議会条例の一部改正)

第2条 春日部市行政改革審議会条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>政策課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>行政改革推進課</u> において処理する。

(春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第18号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第16条 審査会の庶務は、 <u>総務部市政情報課</u> において処理する。	(庶務) 第16条 審査会の庶務は、 <u>市民生活部市民生活相談課</u> において処理する。

(春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第4条 春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総務部市政情報課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部市民生活相談課</u> において処理する。

(春日部市勤労者会館条例の一部改正)

第5条 春日部市勤労者会館条例（平成17年条例第87号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第22条 委員会の庶務は、環境経済部 <u>商工振興課</u> において処理する。	(庶務) 第22条 委員会の庶務は、環境経済部 <u>商工観光課</u> において処理する。

(春日部市子育て支援審議会条例の一部改正)

第6条 春日部市子育て支援審議会条例（平成17年条例第97号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>こども未来部こども政策課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>福祉部子育て支援課</u> において処理する。

(春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正)

第7条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第13条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>リサイクル推進課</u> において処理する。	(庶務) 第13条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>資源循環推進課</u> において処理する。

(春日部市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例の一部改正)

第8条 春日部市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(縦覧の場所及び期間) 第4条 (1) 春日部市 <u>環境センター</u> (意見書の提出先及び提出期限) 第6条 (1) 春日部市 <u>環境センター</u>	(縦覧の場所及び期間) 第4条 (1) 春日部市 <u>環境経済部環境センター</u> (意見書の提出先及び提出期限) 第6条 (1) 春日部市 <u>環境経済部環境センター</u>

(春日部市環境審議会条例の一部改正)

第9条 春日部市環境審議会条例（平成17年条例第114号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>環境政策課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>環境政策推進課</u> において処理する。

(春日部市防犯のまちづくり推進条例の一部改正)

第10条 春日部市防犯のまちづくり推進条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第17条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>交通防犯課</u> において処理する。	(庶務) 第17条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>暮らしの安全課</u> において処理する。

(春日部市商工振興委員会条例の一部改正)

第11条 春日部市商工振興委員会条例（平成17年条例第124号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、環境経済部 <u>商工振興課</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、環境経済部 <u>商工観光課</u> において処理する。

(春日部市農業振興審議会条例の一部改正)

第 1 2 条 春日部市農業振興審議会条例（平成 1 7 年条例第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>農業振興課</u> において処理する。	(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>農政課</u> において処理する。

(春日部市空家等対策協議会条例の一部改正)

第 1 3 条 春日部市空家等対策協議会条例（平成 2 9 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第 9 条 協議会の庶務は、都市整備部 <u>住宅政策課</u> において処理する。	(庶務) 第 9 条 協議会の庶務は、都市整備部 <u>建築課</u> において処理する。

(春日部市自動車駐車場条例の一部改正)

第 1 4 条 春日部市自動車駐車場条例（平成 1 7 年条例第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(管理) 第 3 条 自動車駐車場は、市民生活部 <u>交通防犯課</u> が管理する。	(管理) 第 3 条 自動車駐車場は、市民生活部 <u>暮らしの安全課</u> が管理する。

(春日部市自転車駐車場条例の一部改正)

第15条 春日部市自転車駐車場条例（平成24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(管理) 第3条 自転車駐車場は、市民生活部 <u>交通防犯課</u> が管理する。	(管理) 第3条 自転車駐車場は、市民生活部 <u>暮らしの安全課</u> が管理する。

(春日部市自転車放置防止条例の一部改正)

第16条 春日部市自転車放置防止条例（平成17年条例第149号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第19条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>交通防犯課</u> において処理する。	(庶務) 第19条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>暮らしの安全課</u> において処理する。

(春日部市いじめ防止条例の一部改正)

第17条 春日部市いじめ防止条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(準用) 第25条 第15条から第20条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「対策調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第19条中「教育委員会事務局学校教育部指導課」とあるのは「 <u>こども未来部こども政策課</u> 」と、第20条中「第11条」とあるのは「第21条」と読み替えるものとする。	(準用) 第25条 第15条から第20条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「対策調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第19条中「教育委員会事務局学校教育部指導課」とあるのは「 <u>福祉部子育て支援課</u> 」と、第20条中「第11条」とあるのは「第21条」と読み替えるものとする。

(春日部市青少年健全育成審議会条例の一部改正)

第18条 春日部市青少年健全育成審議会条例（平成17年条例第187号）の一部を次の

ように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>こども未来部こども政策課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>教育委員会事務局社会教育部社会教育課</u> において処理する。

(春日部市立医療センター運営委員会条例の一部改正)

第19条 春日部市立医療センター運営委員会条例（平成20年条例第31号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>事務部</u> 経営財務課において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>病院事務部</u> 経営財務課において処理する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。